

被処分者の氏名又は法人名称	白岩 裕己
登録番号又は法人番号	05311648
所属する単位会	鳥取県行政書士会
事務所所在地	鳥取県鳥取市扇町69番地
処分年月日	令和4年10月18日
処分内容（種類）	業務停止（令和4年10月25日から令和6年3月24日まで）
上記処分をした理由	白岩行政書士は、依頼者と共謀し、依頼者が被相続人の遺産を全て相続するという内容の遺産分割協議書を偽造して複数の金融機関に提出し多額の金員を詐取するとともに、同協議書に基づく虚偽の登記申請を行った。これらの行為は、刑法の私文書偽造等罪、詐欺罪等に該当する行為であり、行政書士にふさわしくない重大な非行に該当する
上記処分の根拠となる法令	法第10条、第14条第2号